様式第6号(第5条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

(利用者)

　　　　　　　　　様

身延町長

下部農村文化公園施設利用許可取消通知書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号による下部農村文化公園の利用許可は、次の理由により取り消したので通知します。

理　由

教示

この決定に不服がある場合には､この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に､身延町長に対して審査請求をすることができます(なお､この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても､この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります｡)｡

また､この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に､身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は､身延町長になります｡)､甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお､決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても､当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります｡)｡

(備考)　指定管理者がこの様式を交付する場合は、教示文中「身延町を被告として」とある部分には、指定管理者の名称及び当該指定管理者を被告とすべき旨を記載すること。